

入札説明書

平成24年度伊江農業水利事業 伊江地下ダム補償施設敷地造成工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成25年4月25日

2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所長 藤田 博文

3 担当部局 〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-14
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 庶務課経理係
電話 0980-50-6411

4 工事概要

- (1) 工事名 平成24年度 伊江農業水利事業 伊江地下ダム補償施設敷地造成工事
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡伊江村字東江上地内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊特別仕様書（案）のとおり
- (4) 工期 平成25年6月～平成25年10月 140日間
- (5) 使用する主要な資機材
プレキャストL型擁壁 約177m
- (6) 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、複数の者による適正な競争性を確保するため、参加資格確認申請書の提出期限をもって応募者が2者未満であった場合、以降の入札手続きを中止する措置を試行する工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (10) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

5 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、農林土木工事「B等級」、又は「C等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（3）の再認定を受けた者を除く。
- (5) 施工実績
- ① 平成10年4月1日以降（過去15年間）に元請として完成・引渡しが完了した②の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、2社の場合出資比率が30%以上、3社の場合20%以上の場合のものに限る。）。
- なお、同種工事の施工実績が平成17年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局（農林水産部）発注の工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。
- ② 同種工事とは、「掘削・盛土等の土工を含む工事」である。
- (6) 配置予定技術者の状況
- 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ① 配置予定技術者は、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ア 1級土木施工管理技士、又は1級若しくは2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））の資格を有する者。
- ② 上記（5）の施工経験を有すること。なお、資料においては、施工経験のうち全施工期間に従事していた工事の中から代表的なものを記載する。
- ただし、全施工期間に従事していなかった場合であっても従事期間を確認できる資料を提出することにより、以下に示すいずれかの場合に限り発注者の判断においてこれを認める。
- ア 同種工事の実施期間（準備工、後片付け工含む）のうち3分の2以上の従事が確認できる場合
- イ 同種工事の実施期間（準備工、後片付け工含む）を含んで1年以上の従事が確認できる場合
- ③ 監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ア 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- イ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- ④ 資料の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補技術者を記載した場合、総合評価における配置予定技術者の評価は、資格等の低い方で評価する。
- ⑤ 同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えない。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書及び資料の提出を取下げ、若しくは入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わずに入札した者については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行う。
- ⑥ 施工当時の従事役職が現場代理人・主任（監理）技術者以外であっても施工実績として記載することができる。
- ⑦ 共同企業体の構成員としての工事实績は、2社の場合、出資比率が30%以上、3社の場合、出資比率が20%以上の場合に限る。

- ⑧ 申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出する事は出来ない。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、申請書及び資料の提出時に指名停止期間中であっても、当該指名停止の期間終了日が平成25年5月13日より前であれば申請書及び資料を受け付ける。
- (9) 4の(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ① 「4の(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは次に掲げる者である。
・(株) 具志堅建築設計事務所
- ② 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付19経1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (11) 伊江村内に本支店、営業所があること。

6 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制評価点の評価基準 30点

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び施工計画の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び施工計画の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び施工計画をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び施工計画を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

② 加算点の評価基準（企業評価・技術者評価） 30点

評価項目	評価基準	評価点数
【企業評価】		(13)
優良工事表彰実績 ※1 (地域貢献活動表彰を除く) 管内直轄/過去3年間	農林水産大臣・農村振興局長表彰	2
	沖縄総合事務局長（農林水産部発注工事）	1
	表彰なし	0
工事成績評定（平均点） 管内直轄/過去3年間 ※2	75点以上	2
	75点未満	0
地域精通度 ※3	当該工事実施地域内（沖縄県伊江村内）に本社（本店）を有していること、又は、沖縄県発注の農業農村整備工事に係る優良工事表彰実績有り（知事・部長/過去3年間）	2
	該当なし	0
地域への貢献、地域貢献活動への支援（右の標準例に示す活動） 管内/過去3年間 ※4	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績が有る（管内） 土地改良施設等を対象とした災害活動実績が有る	2
	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業として継続的な支援実績又は災害活動実績が有る	1
	実績なし	0
当該地域内での施工実績 過去3年間 ※5	当該工事実施地域内（伊江村内）での農業農村整備関係部門（国営）工事の施工実績が有る。	2
	当該工事実施地域内（伊江村内）での農業農村整備関係部門（県営・団体営）工事の施工実績が有る。	1
	実績なし	0
手持ち工事量 ※6 手持ち工事量比率＝管内直轄の当該年度の受注額÷管内直轄の過去3カ年の平均受注額	0件	3
	1件	1
	2件以上	0
不正又は不誠実な行為等 管内直轄 ※7	営業停止、指名停止、文書注意の履歴あり	-2
【技術者評価】		(10)
配置予定技術者の資格取得後の経験年数 土木工事は（一又は二級土木施工管理技士） ※8	5年以上	1
	5年未満	0

配置予定技術者が併せ持つ資格 ※9	技術士（農業土木又は本工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士等	1
	資格なし	0
工事の施工経験※10 管内 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価 （担当技術者としての施工経験は1点を上限とする）	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り（掘削・盛土等の土工を含む工事） （主任（監理）技術者、現場代理人） 工種：土工 掘削土量 V=50,000m ³	2
	過去10年間 下記工事以上の施工実績有り（掘削・盛土等の土工を含む工事） （主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者） 工種：土工 掘削土量 V=50,000m ³	1
	該当なし	0
優良工事表彰実績 ※11 管内直轄／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価 （担当技術者としての施工経験は1点を上限とする）	主任（監理）技術者、現場代理人としての従事した工事における農林水産大臣・農村振興局長表彰	2
	主任（監理）技術者、現場代理人としての従事した工事における沖縄総合事務局長（農林水産部発注工事）表彰	1
	表彰なし	0
当該地域内での施工実績 過去3年間 ※12 主任（監理）技術者、現場代理人としての従事を評価	当該工事実施地域内（伊江村内）での農業農村整備関係部門（国営）工事の施工実績が有る。	2
	当該工事実施地域内（伊江村内）での農業農村整備関係部門（県営・団体営）工事の施工実績が有る。	1
	実績なし	0
継続教育（C P D）の取り組み状況 ※13	農業農村整備事業に関する継続教育の平成23年度又は平成24年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り	2
	他の（土木施工管理技士C P D S等）継続教育の平成23年度又は24年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り	1
	加入のみ又は証明無し	0

- ※1 企業評価における優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く）については、沖縄総合事務局（農林水産部発注工事）における過去3年間（22年度～24年度表彰）において表彰実績がある場合は、評価点数が高いものの写し1件を申請書に添付すること。
- ※2 企業評価における工事成績評定の平均点については、沖縄総合事務局（農林水産部発注工事）における過去10年間（平成15年4月1日から平成25年3月31日）に完了した直轄工事（申請書の提出期限までに完成・引渡し完了している工事に限る。）について評価する。工事成績評定通知書の写し及び評定点一覧表を作成し申請時に添付すること。
資料が添付されていない又は資料が不足していた場合は虚偽の申請とみなし競争参加資格を認めない。
- ※3 本社（本店）の所在地の証明については資格確認通知書の写しを添付すること。企業における優良工事表彰（知事又は部長表彰）については過去3年間（平成22年4月1日から平成25年3月31日に表彰を受けたもの）において表彰実績がある場合は、表彰の写しを添付すること。

- ※4 企業評価における地域貢献活動については、沖縄総合事務局（農林水産部発注工事）における過去3年間の表彰の実績（平成22年度～平成25年度）又は、沖縄県内において過去3年間（平成22年4月1日から平成25年3月31日）に継続的に活動を行ったことが証明出来る資料を添付することとする。なお、継続的な活動とは2年連続以上にわたる活動をいう。
- ※5 企業評価における施工実績は、伊江村内における農業農村整備関係部門（国営・県営・団体営）工事とする。
- 工事实績の過去3年とは平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了したものとする。
- 「工事实績情報システム(CORINS)」又は工事施工実績が確認できる資料を提出すること。
- ※6 手持ち工事量については、管内直轄工事（沖縄総合事務局農林水産部発注工事）の公告日を基準日として、その時点で契約している工事について評価する。工事請負契約書の写し等を申請時に添付すること。
- ※7 沖縄総合事務局（農林水産部）管内直轄工事において、不正又は不誠実な行為があったとして、基準日より以下の期間に管内直轄工事の発注案件にかかる営業停止又は指名停止、入札辞退にかかる不誠実な行為に関する文書注意を受けた場合には本工事の総合評価における加算点を減ずる者とする。競争参加資格申請書の提出期限の最終日を基準日として、営業停止は、措置後12ヶ月間、指名停止3ヶ月未満の場合は措置後3ヶ月間、指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合は措置後6ヶ月間、指名停止6ヶ月以上の場合は措置後12ヶ月、文書注意の場合は発出日から2ヶ月を対象として本工事の総合評価における加算点を減ずるものとする。なお、再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合等を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間を対象とする。
- ※8 配置予定技術者の評価における資格取得後の経験年数は1級又は2級土木施工管理技士等の求めている資格の合格証明書等において確認するのでその写しを添付すること。
- また、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- ※9 配置予定技術者が1級（又は2級）土木施工管理技士以外に併せ持つ資格について評価する。技術士等の求めている資格の証明書等において確認するのでその写しを添付すること。
- ※10 配置予定技術者の工事の施工実績について、掘削・盛土等の土工を含む工事の実績について、技術者の従事状況、完了年度に対し評価する。
- 工事实績の過去3年とは平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了しもので、過去10年とは平成15年4月1日以降に完成・引渡し完了しものとする。
- 工事規模等が確認できる資料及びCORINSを提出すること。
- ※11 配置予定技術者の評価における優良工事表彰実績については、表彰された工事に主任（監理技術者）又は現場代理人として従事していた沖縄総合事務局（農林水産部）における直轄工事の過去3年間（22年度～24年度表彰）において表彰実績がある場合は、評価点数が高いものの写し1件を申請書に添付すること。
- また、当該工事の実績を証明するCORINS等も併せて添付すること。
- ※12 技術者評価における施工実績は、配置予定技術者の伊江村内における農業農村整備関係部門（国営・県営・団体営）工事において主任（監理）技術者、現場代理人としての従事を評価する。
- 工事实績の過去3年とは平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了したものとする。
- 「工事实績情報システム(CORINS)」又は従事等が確認できる資料を提出すること。
- ※13 継続教育(CPD)の取り組みを確認するため、継続教育機構の証明書及び平成23年度又は平成24年度の取得ポイントが確認できるものを添付する。なお、取得ポイントは申請書提出期限までに取得証明となるものがなければならない。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

- ② 「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングのための追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
- ③ 「加算点」の算出方法は、上記（１）②の加算点の評価項目（企業評価、技術者評価、施工計画）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に３０点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。
- ⑤ 施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。
- （３）施工計画
- ① 施工計画の作成にあたっては、関係法令を遵守するとともに、農林水産省農村振興局制定土木工事共通仕様書や土木工事施工管理基準、別冊図面及び別冊特別仕様書に示す機能、性能等に関する条件を満足すること。
- ② 施工計画における設計条件、現場条件等は別冊図面及び別冊特別仕様書のとおりとする。
- （４）落札者の決定方法
- ① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。
なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ 施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査「（別紙Ａ）参照」を行うものとする。
- （５）評価内容の担保
- 実際の施工に関しては、施工計画に記載された内容により施工するものとし、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載された内容が満足できなかった場合は、工事成績評定点を未実施の評価項目ごとに３点を減ずることとする。この取り扱い方法については、契約締結時に定めるものとする。
- （６）施工体制評価点及び加算点
- 上記（１）、（２）により施工体制評価点及び加算点を与える。
なお、入札参加者の申込みに係る価格が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については７５％、共通仮設費については７０％、現場管理費については８０％、一般管理費については３０％をそれぞれ乗じて得た金額に１００分の１０５を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。
- （７）評価基準
- 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内に入札参加者について、上記（１）、（２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

7 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

(1) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時・場所等詳細については、開札の後すみやかに入札参加者あて連絡するものとする。

(2) ヒアリングのための資料

入札参加者のうち、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙Bを参照のこと）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式1～様式17）の提出を求める。追加資料の内様式3は、提出不要。

ただし、入札参加者のうち、調査基準価格以上の有効な価格で申込みをした応札者は、ヒアリングにかえ「施工体制確認票」（別添参照）に必要な事項を記入し提出すること。

また、追加資料における作成要領及び様式については、「施工体制確認型のための追加資料記載要領」を参照すること。要領にあたっては、沖縄総合事務局ホームページによるものとする。

提出期限：開札の後すみやかに入札参加者あて連絡するものとする。

提出先：沖縄総合事務局

伊江農業水利事業所 宮川工事課長

メールアドレス： makoto_miyagawa@ogb.cao.go.jp

なお、追加資料の修正及び再提出は認めない。

(3) その他

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とすること。追加資料の提出を行わない場合・ヒアリングに応じない場合及びその記載内容が適正でない（未記載、未定を含む）場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

ヒアリングの結果、施工体制の評価結果に応じて、加算点を減じる措置を行う。

（計算式：開札後の加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点÷30点×審査の結果から得られた加算点）

8 申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出

(1) 分任支出負担行為担当官は一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、申請書及び資料の提出を求める。

提出期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格について無いと認めた者は、当該競争に参加することができない。

① 提出期間：平成25年4月25日から平成25年5月13日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

② 提出場所：3に同じ

③ その他：申請書及び資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、やむを得ない事情により電子入札方式によりがたい場合は、「紙入札参加承諾願」を添えて上記②へ持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。なお、提出部数は1部とする。

電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、(様式1)「競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(3) 資料は次に従い作成すること。

「企業の実績」(様式2)に記載する工事及び「配置予定技術者の実績」(様式3)に記載する工事は平成10年4月1日以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、平成16年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局（農林水産部）発注の工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

5の(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績(1件でよい)を(様式2)に記載すること。

② 配置予定技術者

5の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の経験(1件でよい)及び申請時における他の工事への従事状況等を(様式3)に記載すること。

なお、配置予定技術者は、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定すること又は同一の技術者を重複して複数工事に配置予定することは差し支えないものとする。

ただし、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行わなければならない。

これらの行為を行わず入札した者については、「沖縄総合事務局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行う。

また、複数の候補技術者を記載した場合、評価値の低いものを評価対象とする。

③ 契約書等の写し

5の(5)の工事の施工実績及び5の(6)①の配置予定技術者の施工経験として記載した工事に係る図面及び契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターのCORINSに登録されている場合は、図面及び契約書の写しを提出する必要はない。この場合、CORINSの写しを提出すること。

④ 証明書類等

上記③に示すもののほか、様式2、3の記載内容について、実績の有無、証明の有無を記載するものについては、必ず記載内容の確認が可能な資料又は関係機関等が発行する証明書の写し等を添付するものとする。添付の無いものについては実績等が無いものとして判断する。

⑤ 従事期間の確認

5の(6)①に記載するただし書きについては、申請者より提出された資料により発注者が判断するものであり、資料を提出したことをもって従事していたことを認めるものではない。資料の不備等により従事していたことが認められない場合は競争参加資格が無いものとして判断する。

(4) 紙入札参加承諾願

紙入札参加承諾願の提出場所及び期間

① 提出期間： 上記(1)①に同じ

② 場 所： 3に同じ

③ 様 式： 紙入札参加承諾願の様式は、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」の様式を使用するものとする。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先： 3に同じ

⑥ 電子入札方式による場合のファイル形式は「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」によるものとし、資料の総容量を3MB以内とする。総容量が3MBを超える場合は、持参すること。

なお、参考資料として提出するすべての資料一式を「PDF化したデータ」※をCDに入れて提出すること。

なお、詳細は「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」（沖縄総合事務局ホームページ http://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta.html）による。

9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は5の(1)から(11)までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

5の(3)の確認を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者も、申請書及び資料を提出することができる。この場合において、5の(1)、(2)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において5の(3)、(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において5の(3)、(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出していない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 5の(9)の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までのすべての期間について確認するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認結果は、平成25年5月20日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

10 苦情申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、平成25年5月23日までに、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面（様式は自由）により行うこととする。
- (3) 提出先は、3に同じ。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、上記(1)の説明を求められたときは、平成25年5月27日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ①提出期間：平成25年4月25日から平成25年5月13日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ②提出場所：3に同じ。
 - ③その他：書面は電子入札システム、提出場所に持参、又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ①期 間：平成25年4月25日から平成25年6月3日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ②場 所：3に同じ。

12 支払条件

支払い方式又は以下の通りである。

前金払	40%以内
完了払	残 額

13 入札の執行

(1) 初回の入札

入札書は、電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式の場合は、提出場所に持参すること。

① 提出期間：平成25年5月29日から平成25年5月31日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年5月31日は午後4時まで。

② 提出場所：3に同じ

(2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

① 工事費内訳書の提出方法

ア 電子入札方式の場合

工事費内訳書の様式は、別紙様式に金額を記載して第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。なお、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

工事費内訳書の様式は、別途示す項目に金額を記載して第1回の入札時に提出すること。なお、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

ウ 工事費内訳書の作成については、全ての項目に円単位で入力すること。

エ 工事費内訳書については、その金額と第1回の入札書に記載された金額が相違する場合、各項目の金額の積み上げが合わない場合及び金額の記載がない項目がある場合のいずれかに該当する場合は、工事費内訳書の提出がなかったものとして、その入札を無効とする。

② 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（明細項目・金額等）が提出されないときは、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。

③ 工事費内訳書は返却しない。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

① 入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。この場合、再度入札を行う旨については、その必要が生じた場合に通知する。

郵送又はFAXによる入札は、認めない。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札

平成25年6月3日 午前10時 沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 会議室

(5) 再度の入札、開札

初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、後日改めて行うこととする。この場合、再度入札を行う旨については、その必要が生じた場合に通知する。

14 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 再苦情申立て

入札説明書及び10の(4)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、10の(4)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く)以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。

再苦情申し立てについては技術審査会が審議を行う。

(1) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

- ① 受付窓口：3に同じ
- ② 受付時間：行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ③ 再苦情申し立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：3に同じ

16 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付。額は請負代金額の10分の1以上(保管金の取扱店 日本銀行名護代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名護代理店)。

イ 金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局伊江農業水利事業所)。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 違約金

①受注者が次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

- イ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- ウ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- エ 受注者の刑法（明治40年法律第45号）第96の3もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1号の規定による刑が確定したとき。
- ②上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ア 上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- イ 上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ウ 受注者が発注者に入札心得第4条の3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- ③受注者が上記①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- (7) 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とすること。
- (8) 契約後VE提案について
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ
- (10) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加
5の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、8により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 電子入札について
① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (12) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について
開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

③ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局（農林水産部）管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績70点未満の評定を通知された者

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(13) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

① 次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料と整合確認を含む）

ウ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料と整合確認を含む）

② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局（農林水産部）管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、沖縄総合事務局（農林水産部）管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

④ 本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑤ 低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じ関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

(14) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 部局長が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 発注工事等において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

[別紙 A]

予算決算及び会計令第86条の調査について

1 調査基準価格以下の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料（様式1～様式17）の提出を求める。ただし、本工事においては入札時VE対象外のため、様式3の提出は認めない。

なお、入札参加者の申し込みに係る価格が品質確保のための体制、その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定を前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額に100分の105を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

(1) 本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	75%	70%	80%	30%

(2) この場合には、上記1において提出を求める追加資料（様式1～17）に変えて、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式17は上記1と同じ）及び添付資料の提出を求める。ただし、本工事においては入札時VE対象外のため、様式3の提出は認めない。

(3) 入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。

(4) 上記(2)の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

(5) 重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、重点調査追加資料等及び事情聴取の内容により、分任支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。

(6) 入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は(8)に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）、分任支出負担行為担当官は、次に掲げる措置を講じるものとする。

① 当該工事の成績評定に厳格に反映する。

② 過去5年以内に上記①の措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

- (7) 重点調査追加資料様式15（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し、通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を沖縄総合事務局ホームページにおいて公表する。なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。
- (8) 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。
- ① 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
 - ② 土木工事共通仕様書に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- (9) 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- (10) 上記(2)の資料を提出期限までに提出しない場合又は(4)のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反するものとして入札を無効とする。
- (11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。

3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 {重点調査様式}

- | | |
|--------|---------------------------|
| 様式1 | 当該価格で入札した理由 |
| 様式2-1 | 積算内訳書 |
| 様式2-2 | 内訳書に対する明細書 |
| 様式2-3 | 一般管理費等の内訳書 |
| (様式3 | VE提案等によるコスト削減額調査 ※提出不要) |
| 様式4 | 下請予定業者等一覧表 |
| 様式5 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式6-1 | 手持ち工事の状況（対象工事現場付近） |
| 様式6-2 | 手持ち工事の状況（対象工事関連） |
| 様式7 | 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 |
| 様式8-1 | 手持ち資材の状況 |
| 様式8-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式9-1 | 手持ち機械の状況 |
| 様式9-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式10-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式10-2 | 職種別労務者配置計画 |
| 様式11 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式12 | 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式13-1 | 品質確保体制（品質管理のための人員体制） |

- 様式 1 3 - 2 品質確保体制（品質管理計画書）
- 様式 1 3 - 3 品質確保体制（出来形管理計画書）
- 様式 1 4 - 1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- 様式 1 4 - 2 安全衛生管理体制（点検計画）
- 様式 1 4 - 3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
- 様式 1 4 - 4 安全衛生管理体制の確認（交通誘導員配置計画）
- 様式 1 5 誓約書
- 様式 1 6 施工体制台帳
- 様式 1 7 過去に施行した同種の公共工事名及び発注者

※ 様式 1 5 を除き、施工体制確認ヒアリング追加資料の様式（別紙 B）と同一である。

[別紙 B]

施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の①～⑤に掲げる額に、100分の105を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ⑤ 一括計上価格（業務）の額に10分の8.1を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式17までのすべての提出を求めるものとする。ただし、本工事においては入札時VE対象外のため、様式3の提出は認めない。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

[追加資料様式]

- | | |
|--------|---------------------------|
| 様式1 | 当該価格で入札した理由 |
| 様式2-1 | 積算内訳書 |
| 様式2-2 | 内訳書に対する明細書 |
| 様式2-3 | 一般管理費等の内訳書 |
| (様式3) | VE提案等によるコスト縮減額調書 ※提出不要) |
| 様式4 | 下請予定業者等一覧表 |
| 様式5 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式6-1 | 手持ち工事の状況（対象工事現場付近） |
| 様式6-2 | 手持ち工事の状況（対象工事関連） |
| 様式7 | 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 |
| 様式8-1 | 手持ち資材の状況 |
| 様式8-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式9-1 | 手持ち機械の状況 |
| 様式9-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式10-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式10-2 | 工種別労務者配置計画 |
| 様式11 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式12 | 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式13 | 品質確保体制（品質管理のための人員体制） |
| 様式13-2 | 品質確保体制（品質管理計画書） |
| 様式13-3 | 品質確保体制（出来形管理計画書） |
| 様式14-1 | 安全衛生管理体制（安全衛生教育等） |
| 様式14-2 | 安全衛生管理体制（点検計画） |
| 様式14-3 | 安全衛生管理体制（仮設置計画） |
| 様式14-4 | 安全衛生管理体制の確認（交通誘導員配置計画） |
| 様式15 | 信用状況の確認（過去5年間） |
| 様式16 | 施工体制台帳 |
| 様式17 | 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 |

追加資料における作成要領及び様式については、「施工体制確認型のための追加資料記載要領」を参照すること。要領にあたっては、(沖縄総合事務局ホームページ (http://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta.html)) によるものとする。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画書等）、本文7の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記2の追加資料様式1～様式17までを提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額に100分の105を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1～14-4）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1～13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の确实性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が确实に構築されると認められるか。(様式 2-1～2-3、4、16)
- ② 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が确实に構築されると認められるか。(様式 8-1～10-2)
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が确实と認められるか。(様式 5)